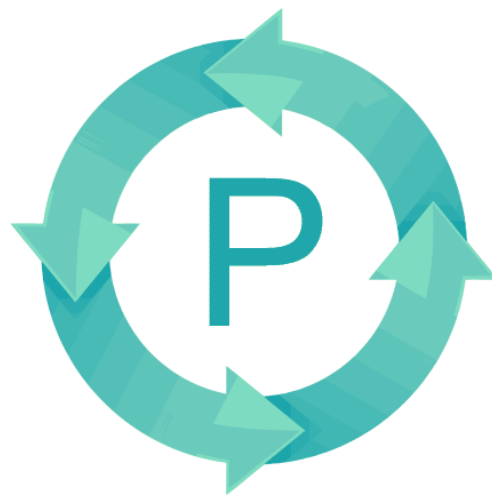


城北まちづくり協議会 ～ 次年度以降の活動に向けての話し合い ～ 【会長・副会長・部会長・副部会長】合同会議



平成25年シンボルマーク制定
城北愛と絆を深める



令和5年「あいさつ」シンボルマーク制定
あいさつで“つながり”、誰1人取り残さない
まちづくり



日時 2025年3月11日 19時00分～
場所 城北地区公民館3・4会議室



1. 本日の会の趣旨

令和6年度も終わりに近づき、**次年度に向けての準備を進める時期**となりました。

城北まちづくり協議会執行部役員（会長、副会長、部長、副部長）が一堂に会して、**本年度の活動を振り返るとともに、次年度に向けての活動の進め方を共有すること**を通して、次年度の更なる発展に向けた基盤を築くことを目的としています。

「城北まちづくり協議会」の原点に立ち返った取り組み

2. 協議事項

① 情報共有と連携強化【確認】

- ＊まちづくり協議会本来の在り方を共有し、連携を強化することで、協議会全体の活動の質を向上させることを目指します。
- ＊「城北まちづくり生き生きプラン」の確認と見直しについて

② 令和6年度の活動の振り返りをお願いします。

- ＊本年度の活動における成果や課題を振り返り、次年度に活かすための教訓を共有します。

③ 次年度の、各部の活動の進め方の大筋を確認します。

- ＊来年度に向けた具体的な活動の進め方と、円滑な運営を図るための方針を共有します。

① 情報共有と連携強化【確認】

- *まちづくり協議会本来の在り方を共有し、連携を強化することで、協議会全体の活動の質を向上させることを目指します。
- *「城北まちづくり生き生きプラン」の確認と見直しについて

【「まちづくり協議会」組織の成立】

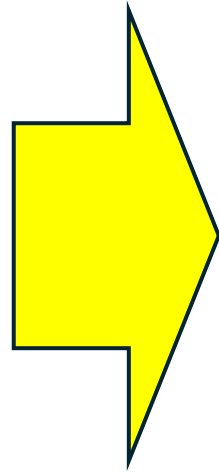
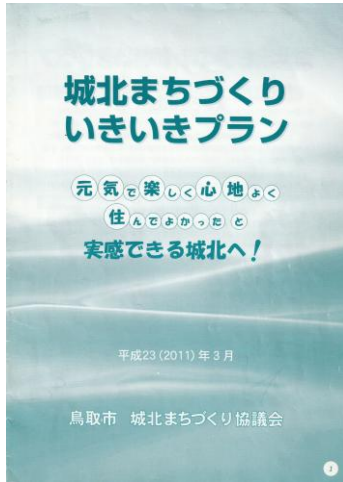
市長が協働のまちづくり支援宣言を行い、財政的・人的な支援を行います。
《支援宣言を受けるための要件》

- ① 地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織であること
- ② 地域内の誰もが参加できる組織であること
- ③ 規約を設け、公民館（拠点施設）に事務局を置く組織であること
- ④ 地域コミュニティ計画に沿って活動する組織であること

○「まちづくり協議会」は、地域が一体となって課題解決を図ることを目的とし、自主的な活動だけではなく、鳥取市と協働した取り組みを展開することを前提とした組織です。

（「協働のまちづくりガイドライン」より抜粋）

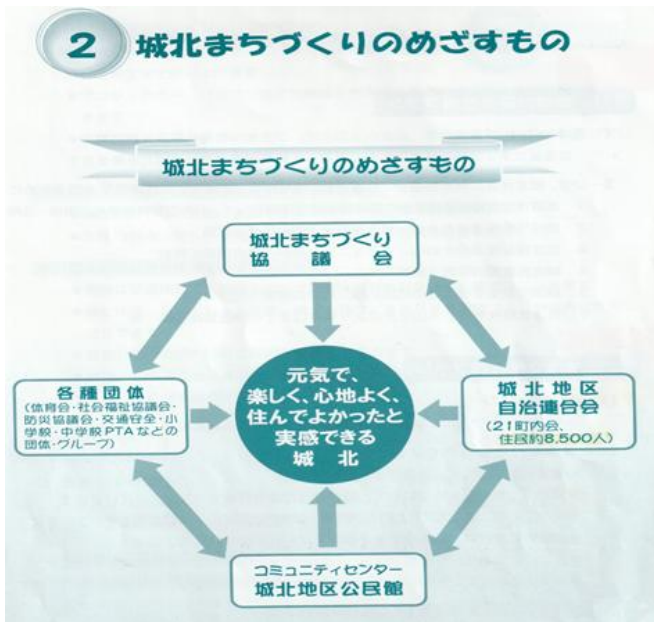
④ 地域コミュニティ計画に沿って活動する組織であること



このプランを基礎として、各町内会の活動や地区行事等の住民活動がよりよく改善・充実され、その結果として、住民が互いに助け合いながら、豊かな城北ライフ(城北の地域生活)を実現されるよう願っています。 【プラン作成の目的】



『元気で、楽しく、心地よく、
住んでよかったと実感できる城北!』



公民館 【事務局】

会長

★事業部会事業(変更あり):●は継続事業 ★は新規事業

城北地区の各種団体

★「城北地区」名称の省略

・自治連(町内会長) ・城北小学校 ・城北保育園 ・社会福祉協議会
・となり組福祉員連絡協議会 ・愛の訪問協力員連絡会 ・婦人の会
・防災対策協議会 ・青少年育成連絡協議会 ・しゃんしゃん祭振興会
・城北校区体育会 ・民生児童委員協議会 ・健康づくり推進員協議会
・老人クラブ協議会 ・城北太鼓振興会 ・人権教育推進協議会
・小学校PTA ・北中学校PTA ・食育推進員会 ・城北ボランティアひまわり隊
・子供会指導者連絡協議会 ・交通安全協会城北支部 ・その他

役員

会計監査

常任委員

会長、副会長、
事務局長、事務局次長、

専門部会長、会計、

部会委員の選出

車両維持管理

公民館運営委員会

【基本コンセプト】
人生を豊かにする公民館事業に、地域住民の意向を反映させることをめざして

※公民館との連携を図る

■公民館運営委員(団体長ほか)
■公民館長
■サークル代表者
■事務局:公民館職員

総務・広報事業部会

【基本コンセプト】
魅力ある住み良いまちをめざして

●視察研修
★広報誌の発行
★のぼり旗の作成
★城北まちづくりいきいきプランの見直し
★公民館の活用 推進

■自治連
■公民館長
■学校ボランティア
■行政分野アドバイザー
■事務局:公民館職員
■会長の推薦を受けた者
■総会で承認を受けた者

福祉・健康事業部会

【基本コンセプト】
やさしいまなざし、明るい笑顔があふれる城北をめざして

●集団検診
●グラウンドゴルフ大会
●健康啓発チラシの作成

■社会福祉協議会
■自治連 ■民生児童委員
■健康づくり推進員 ■体育会
■食育推進員 ■老人クラブ
■隣組福祉員 ■愛の訪問員
■事務局:公民館職員
■会長の推薦を受けた者
■総会で承認を受けた者

環境・安全事業部会

【基本コンセプト】
地域のくらしと住民の安全を守り、安心してらせる城北をめざして

●クリーン活動
★城北げんきフォトテスト

■防災対策協議会
■自治連 ■交通安全
■保育園 ■小学校P
■人権教育
■事務局:公民館職員
■会長の推薦を受けた者
■総会で承認を受けた者

文化・交流事業部会

【基本コンセプト】
住民一人ひとりのエネルギーで沸き立つ魅力あふれる城北をめざして

●あいさつ運動の推進
・のぼり旗の設置
●子どもと大人の交流会:バウンスポール
●中山間地交流

■民生児童委員 ■自治連
■婦人の会 ■城北太鼓
■中学校P ■地子連
■青少年育成協議会
■事務局:公民館職員
■会長の推薦を受けた者
■総会で承認を受けた者

想定される活動

想定される活動

委員

協働のまちづくりガイドライン策定までの経過

平成15年

市民活動の推進に関する条例の施行

平成19年

地区公民館の活用策と今後のあり方について（中間まとめ）

導入期

平成20年《協働のまちづくり元年》 自治基本条例の施行

協働のまちづくり基本方針（まちづくりの基本的な考え方）

- ・まちづくり協議会（仮称）の組織化の手引き
- ・地域コミュニティ計画作成の手引き
- ・協働のまちづくりハンドブック

地域組織のあり方検討（H29～）

- ・希望する地区で組織一体化・一括交付金
- ・希望する地区で拠点施設の地域運営
- ・地区公民館の多機能化 など

・協働のまちづくりガイドライン（R4～8）

「協働のまちづくり」を具体的に推進するための
今後5年における本市の取組指針

成長期
発展期

《これまでの社会情勢等》

- 地域コミュニティの衰退
- 町内会加入率の減少、役員の担い手不足

《コミュニティにおける動き》

- 全61地区でまちづくり協議会が設置
- 地域課題の解決にむけた地域組織の出現
- 市民自治推進委員会からの意見書（R2）
 - ・地域情勢を反映させた協働のまちづくり推進に関するガイドラインを作成
 - ・テーマコミュニティの活動支援
- 佐治地区で地域運営のNPO法人が拠点施設を管理運営（指定管理者：R3～5）
- 一括交付金を活用する地区の増加

《近年の社会情勢等》

- ボランティア活動に対する機運の高まり
- アフターコロナにおいて変化を求められるコミュニティ活動のあり方
- SDGsや環境など社会問題に対する関心の高まり、企業や団体の社会貢献の動き

鳥取市自治基本条例の解説

平成20年5月改訂
鳥取市

鳥取市の取り組み

【まちづくり協議会】

- ① 地域コミュニティ計画に基づき、地域の身近な課題解決に向けた取組に対して財政的・人的に支援します。
- ② 学びの成果を生かした住民主体のまちづくりを推進するため、地域のニーズをふまえつつ一括交付金事業の拡大を図ります。
- ③ 取組の活性化や見直し等を目的とした研修会やフォーラムを開催します。
- ④ 地域に合った組織体制やコミュニティ計画の見直しを検討する地区に対して、必要に応じてアドバイザーを派遣します。
- ⑤ 地域拠点施設の管理運営を行おうとするまちづくり協議会に対して、必要な支援を行います。
- ⑥ 積極的に地域課題の解決へ取り組むまちづくり協議会を後押しするため、新たな支援のあり方を検討します。
- ⑦ 持続可能なまちづくりに向けて、地域共生社会の実現に向けた取組を支援します。

【町内会（自治会）】

- ① 自治連合会等と連携して町内会の加入率の向上に向けて取り組みます。
- ② 地域コミュニティの維持や活性化を目的とした活動に対して支援します。
- ③ 市から町内会への依頼内容及び依頼方法の見直しに取り組み、町内会の負担軽減を図ります

② 令和6年度の活動の振り返りをお願いします

＊本年度の活動における成果や課題を振り返り、次年度に活かすための教訓を共有します。

○総務・広報部会

- ①城北いこいの家運営費の拠出
- ②ホームページ管理費の拠出
- ③視察研修 ＊鷲羽山・下津井まちづくり推進協議会視察
- ④まちづくり広報誌の発行
- ⑤共助トラックの維持管理
- ⑥棚卸連携協議会 ＊町内会長等の負担軽減策【提案】

○福祉・健康部会

- ①集団検診
- ②グラウンドゴルフ大会
- ③結果説明会
- ④啓発チラシ作成
- ⑤いなば幸朋苑とのコラボ事業
＊認知症理解

「城北まちづくり協議会」
の原点に立ち返った取り組み

○文化・交流部会

- ①5月～12月 月1回マルシェ
- ②あいさつ運動のぼり旗設置 4月～12月 1日～10日
- ③日置・城北グラウンドゴルフ交流会 ＊日置地区
- ④こんにゃく芋の植え付け(日置早牛の畑)
- ⑤こんにゃく芋堀り(日置早牛の畑)
- ⑥こんにゃくづくり
- ⑦異年齢交流 ＊ボッチャ大会

○環境・安全部会

- ①ケヤキ通りSDGsクリーン活動 ＊異年齢交流
- ②腐葉土の活用(プランター作り等)

【振り返りの視点】

- ①いきいきプランの理念を啓発・実現する活動だったか。
- ②多くの住民が参画し、地域が一体となって課題解決に取り組める活動だったか。
- ③費用対効果が期待できる活動だったか。(できたか)
- ④城北地域内の誰もが幅広く参加できる活動だったか。

③ 次年度の、各部の活動の進め方の大筋の確認

＊来年度に向けた具体的な活動の進め方と、円滑な運営を図るための方針を共有します。

「城北まちづくり協議会」は、地域団体（住民）が一体となって地域課題を解決することを目的に、横断的に活動を展開する有機的組織です。

【有機的組織とは】

- ・柔軟な役割分担：メンバーが固定された役割に縛られず、必要に応じて役割を変更することができます
- ・水平的な構造：上位と下位の区別が少なく、フラットな組織構造を持っています。
- ・チームワークの重視：メンバー同士の協力や情報共有が重視されます。
- ・自己組織化：メンバーが自律的に働くことが奨励され、中央集権的な管理が少ないです。
- ・迅速な意思決定：迅速に環境の変化に対応するために、意思決定のプロセスが効率的です。

具体的には、地域内の活動分野に応じた各種団体の“強み”を一つにまとめたり、各種団体の事業（活動）の狭間にある課題を掘り起こし、協議して解決に向けて取り組むことを目的にしています。

したがって、まちづくり協議会の活動計画は、組織の特性から、基本的に委員各自が所属する団体、個々が感じている地域課題解決の協議を経て立てられるべきものだと考えます。

“つながり合えるまちづくり”の再構築

町内の住民、みんなで協力できることが地域の力・・・。



安全・安心 自信と誇り・夢と希望にみちた城北のまちづくり



おわり

鳥取市の地区公民館について

～住民に最も身近な公共施設～

鳥取市では、地区公民館を地域コミュニティと生涯学習の拠点として
市民と市による参画と協働のまちづくりを推進

【設置数】61館
※概ね小学校区域に整備

地区公民館

社会教育法

- ◇定期講座の開設
- ◇討論会・講習会等の開催
- ◇図書・資料等の利用
- ◇体育等に関する集会の開催

自治基本条例

- ◇住民主体によるまちづくり活動の場の提供・支援

学びの成果を生かした住民主体のまちづくりの拠点

市民と市による参画と協働

豊かな地域社会
の創造

社会教育・生涯
学習活動の推進

福祉等の公益の
増進

運営の見直し

多様な主体と地域
との繋がりを創出

◇社会教育法に
捉われない幅広い
運営

◇民間企業、営利
目的の利用可能

【令和6年4月～】
利用範囲を拡大した
運用開始

鳥取市の地区公民館について

～住民に最も身近な公共施設～

地域を取り巻く環境が大きく変化

人口減少・少子高齢化・過疎化



孤独・孤立

町内会
加入世帯
減小

核家族化

災害頻発
・激甚化

公民館

地域活力
低下

買い物
環境悪化

子どもの
貧困

生活交通
縮小



生活インフラ

地区外へ

昭和

S24 社会教育法公布

S27 鳥取市公民館を
設置(市教委内)

S35 公民館条例制定

S42 地区公民館を年
～H9 次的に整備
34施設

H16 市町村合併
34⇒62施設

H17 国勢調査で鳥取
市人口が201,
740人。これを
ピークに減少

H19 自治基本条例
制定

同年「地区公民館の活
用策と今後のあ
り方(中間まと
め)」で地区公民
館を生涯学習と
地域コミュニ
ティの拠点とし
て位置付け

H20 協働のまちづく
り元年

平成

R3 佐治町コミュニ
ティセンターへの
指定管理導入に伴
い佐治地区公民館
の管理・運営をセ
ンターに移管
62⇒61施設

R5 公民館条例廃止、
設管条例制定

令和

地域活動の拠点施設としての公民館の役割について

【背景】 **令和6年4月から**、現行の社会教育法に基づく公民館条例が廃止され、地方自治法に基づく、新たな地区公民館条例の運用が始まった。

目的

幅広いニーズに柔軟に応える施設

地域組織を支援する取組の一環

一括交付金制度も一環

地域コミュニティの維持と持続的な発展を支援するセンター的な役割や、**地域防災・地域共生社会を推進する拠点**としての役割を公民館が担う。

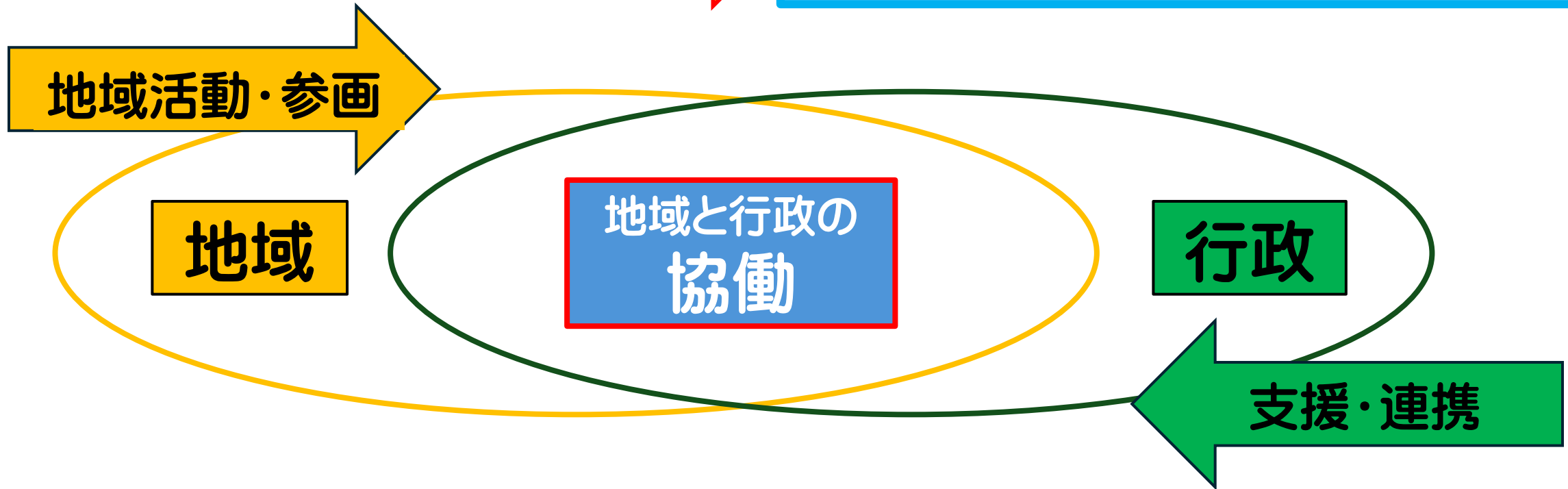
主な変更点

- ① 施設の**所管**を教育委員会から市長部局へ移管します。ただし、地区公民館で行われる**生涯学習事業**は、引き続き教育委員会と連携しながら推進していきます。
- ② 利用制限を緩和し、**公民館を利用できる対象範囲**を拡大します。
- ③ **営利目的**で公民館を使用する場合は、**施設使用料**を徴収します。

『地域の未来づくり懇談会』

目的

『協働のまちづくり』を推進する



『協働のまちづくり』とは、市民（地域）と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、対等の立場で協力し合い、公共的課題の解決や地域の実情に合わせたまちづくりに取り組むことで豊かな地域社会を創造しようとするものです。（鳥取市「協働のまちづくりガイドライン」2022より抜粋）

鳥取市の地区公民館について

～住民に最も身近な公共施設～

さらに地区公民館の質を高め、住民主体による地域課題の解決や新たな魅力の創出につながる活動を支援



DXの推進

職員の資
質の向上

コミュニティ
支援の強化



新たな役割

- ★地域コミュニティの維持・持続的な発展を支援
- ★地域防災や地域共生社会を推進する拠点